

介護保険だより

平成26年1月号

群馬県国民健康保険団体連合会

介護給付費算定に係る都道府県等への届出について

介護給付費の加算には、算定を開始する前に届出が必要なものがあります。算定要件に「・・・都道府県知事に届け出た・・・」のような記載がされています。

規則には、届出が「毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合は翌々月から、算定を開始するものとする」とあります。つまり、新たに加算を算定する場合は、算定を開始する前の月の15日までに届け出る必要があります。

届出先は以下のとおりです。事業所の所在地やサービス内容によって届出先が異なります。

- (1) 前橋市及び高崎市に所在する介護事業所 → 所在の市役所
- (2) 地域密着型サービスを提供する介護事業所 → 利用者が属する市町村の役所・役場
*複数の市町村の利用者がいる場合は全ての市町村に届け出ます。
- (3) 上記に該当しない介護事業所 → 群馬県庁

届出がされると、各機関から国保連合会に情報が届き、事業所台帳に登録されます。介護給付費の請求の審査は、この事業所台帳を基準に行われます。届出をしなかった場合、または遅れた場合は、事業所台帳に届出内容が登録されず、加算の請求が返戻になってしまいます。最近、このようなケースが頻繁に発生していますので、十分に御注意ください。

また、看護職員等に欠員が生じた場合（人員欠如）は、「速やかに都道府県知事に届け出なければならぬ」とされています。上記機関に届け出てください。

以上、誤りのない請求を確実にを行うために、お知らせいたします。

媒体で請求を行う介護事業所様へ

介護給付費等の提出については、本会に直接持参する方法と、郵送等で本会に送付する方法があります。

事業所が連合会から遠い場所に所在している等で、連合会に持参する時間が取れない場合は、郵送等による送付も可能です。必ず持参しなければならないということはありません。

また、窓口を持参した場合と、郵送等で送付した場合の受付対応に違いはありません。郵送等でも、送付した媒体が読み取れない、または媒体にデータが入っていない等、再提出の必要がある場合は、国保連合会から連絡をさせていただきますので御安心ください。

国保連合会にお問合せをいただく際のお願い

1 介護審査系の直通番号を御利用ください。

お問合せの際は以下の番号を御利用ください。介護保険課介護審査系の職員が出ますので、電話を転送する間の待ち時間はありません。

介護保険課介護審査係 直通番号：027-290-1319

2 返戻等に関するお問合せの際は、国保連合会から送付された帳票をお手元に御用意の上、お問合せください。

スムーズな回答を行うために、御協力をお願いします。

3 算定用件等に関するお問合せの際は、事業所番号、事業所名称及び提供しているサービス種類をお伝えください。

算定用件はサービス毎に細かく定められています。サービス種類を特定できない場合は、お問合せに回答できないことがあります。スムーズな回答を行うために、御協力をお願いします。

問い合わせ先

群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護審査係）
〒371-0846 群馬県前橋市元総社町 335 番地の 8 市町村会館 2階
TEL 027-290-1319（直通） FAX 027-255-5077